

令和8年度 四万十町窪川地域教育施設等整備基本構想策定委託業務 業務内容(案) 一覧

○ 必要業務

- 1 現状施設の課題の整理
- 2 施設別、所要室別適正規模の算出(現況施設と対比したもの)
保育所・小学校は、将来的な児童数を鑑み、近隣の保育所・小学校とそれぞれ統合した場合でも、対応できる規模とすること。
- 3 現窪川中学校、窪川小学校、くぼかわ保育所の現状敷地を基本に、整備に向けた配置計画(案)を作成すること。なお、計画(案)は複数提案することを可とする。
- 4 計画(案)別、施設別概算工事費の算出(現施設の解体撤去概算工事費も含む)
- 5 計画(案)別、標準的な工事工程計画表(現施設の解体撤去工事期間も含む)
- 6 監督職員、教育委員会等多様な関係者会議に出席し説明、会議録の作成を行う。又、説明に必要となる、図面等要求される資料等を作成
- 7 基本構想の内容を検討する「窪川地域教育施設等整備検討委員会」への資料作成と説明、会議録の作成、最終的なとりまとめ(4回程度開催)
- 8 その他監督職員と協議のうえ、プロポーザル技術提案の内容を実施することを基本とする。
- 9 上記の資料を取りまとめた成果品の作成

○ 着手時提出書類

- 1 委託業務工程計画表承認願
※ 関係者との協議日及び協議内容を計画し、上記業務内容を明記のうえ成果品を作りあげていく工程表とする
- 2 業務の実施体制承認願

○ 図面・資料等の作成 ※上記「必要業務」に対応したもの

- 1 計画敷地現況図(周辺の影響範囲含む)
- 2 計画敷地図(周辺の影響範囲含む)調査図、また必要に応じて横断図
- 3 配置計画案(周辺の影響範囲や、重要な工作物、樹木等も含む)、必要に応じて横断図
- 4 各配置計画案別平面計画案(単線での表現)
- 5 面積表(敷地面積・床面積・各室床面積一覧表)
- 6 工事工程計画案
- 7 プロポーザルによる提案内容によるもの
- 8 提案内容により造成計画案

○ 成果品

- 1 成果品の仕様

※ 製本による成果品図書はA3サイズでまとめ、A4サイズ二つ折りに製本し表紙背表紙に委託業務名を記載し、5部提出のこと。

電子納品は、CD-Rに件名を表示し、2部提出すること。内容は製本による成果品図書の体裁をPDF形式に整理・変換したもののほか、作成したデータを協議により決定する形式により納品すること。

以上。

尚、上記業務内容について監督職員の承認がある場合はこれによらないことが出来る。

2 成果品の著作権等

成果品の著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 本業務の実施により生じた著作権、肖像権その他権利は、全て四万十町に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の権利関係の処理を済ませた上で納品するものとする。
- (3) 第三者が権利を有している著作物を使用する場合は、受託事業者の負担で著作権処理を行うものとする。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、四万十町はその責任を負わない。